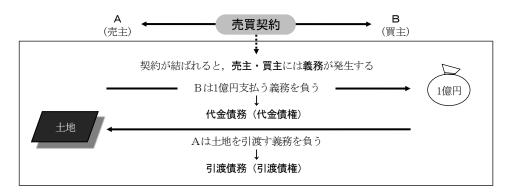
# 第1章 契約の概念

# 第1節 契約が有効に成立するとどうなるか

theme01 債権・債務の発生

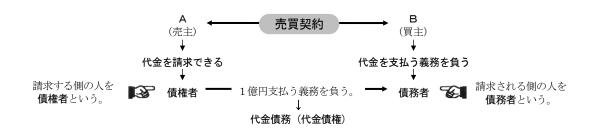
- 1. 契約による債権・債務の発生
  - ① 契約とは、申込みと承諾という相対立する意思表示の合致で成立する法律行為である。 ※ 平成29年改正民法(2020年4月1日施行)により明文化された(改正民法522条1項)。
  - ② 契約が成立するとどうなるか。例えば、不動産の売買契約を例に考えてみる。AがBに自己所有の土地を1億円で売却したとする。この売買契約が有効に成立すると、A・Bはそれぞれ義務を負うことになるが、AはBに対して土地を引き渡す義務を負い、BはAに対して1億円の代金を支払う義務を負う。このA・Bそれぞれが負う義務を債務という。これは同時に、A・Bそれぞれが債権を有することを意味する。



## 2. 債権と債務の関係

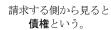
債権と債務の関係について、ここでは、代金債務(代金債権)に限定して検討する。

① 売買契約が成立すると、売主Aは買主Bに対して代金1億円を請求する権利、即ち、代金債権を 取得する。逆にいうと、買主Bは売主Aに対して代金1億円の代金債務を負うということになる。 そして、代金債権を有する売主Aを債権者と呼び、代金債務を負う買主Bを債務者と呼ぶ。



② このように、債権と債務は同じものを指し、いわばコインの表裏の関係にある。即ち、**請求する 側**から見れば、**債権**ということになり、**請求される側**から見れば、**債務**ということになる。

《債権と債務の関係》



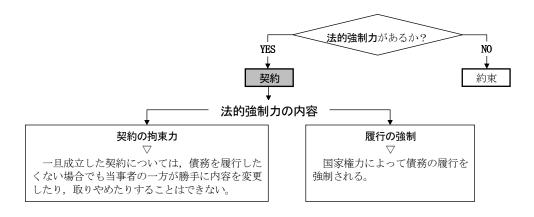




請求される側から見ると **債務**という。

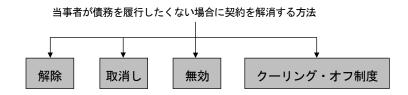
## theme02 契約と約束の違い

契約と単なる約束との違いは、法的強制力の有無にある。具体的には以下のとおりである。



ここでは、契約の拘束力について解説する。

- ① **契約の拘束力**とは、一旦成立した契約については、債務を履行したくない場合でも当事者の一方 が勝手に内容を変更したり、取りやめたりすることはできないことをいう。
- ② 一旦成立した契約を取りやめることができるのは、次の場合に限られている。



#### (1) 解除

- ① 契約の解除とは、契約成立後に、一定の事由がある場合に、当事者の一方の意思表示で契約を**遡** 及的に消滅させる制度である。
- ② 当事者の一方の意思表示による解除とは別に、合意解除(解除契約)も原則として有効である。

#### (2) 取消し

契約の取消しとは、一応有効に成立した契約を、一定の事由がある場合に、一定の者が取り消すという意思を表示することにより、はじめに遡って無効にすることである(民法120条・121条)。

※ 平成29年改正民法(2020年4月1日施行)により、取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅したことに加えて、取消権を有することを知った後にしなければならないというこれまでの判例法理が明文化された(改正民法124条1項)。

### (3) 無効

**無効**とは、外形上は契約が成立しているが、一定の事由がある場合に、その契約によって発生するはずの効果が発生しないことをいう。例えば、**公序良俗に違反する契約は無効**である(民法90条)。

- ex. 公序良俗に反する契約の例としては,**賭博契約,暴利行為,犯罪行為を依頼し,それに対する報酬を支払うことを内容とする契約**などがある。
- ※ 平成29年改正民法(2020年4月1日施行)により,無効な行為(取消しにより遡及的に無効とみなされる場合も含む)に基づく債務の履行として給付を受けた者は,原則として原状回復義務を負う旨,及び,その例外として,行為の時に意思無能力者や制限行為能力者であった者等の返還義務は現存利益の返還に限定する旨が規定された(改正民法121条の2)。

### (4) クーリング・オフ制度

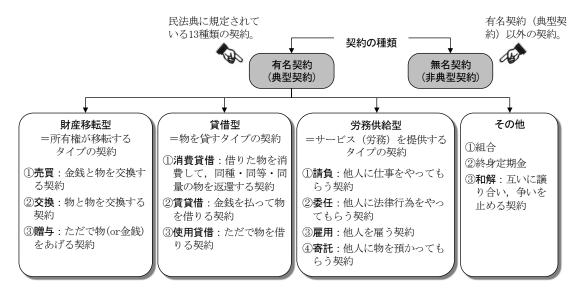
一部の取引については、消費者保護の観点から、一定の条件のもとに消費者が無条件で、成立した契約の申込みを撤回又は契約を解除することが認められている(クーリング・オフ制度)。

# 第2節 契約の種類と分類

## theme01 契約の種類

## 1. 典型契約(有名契約)

典型契約(有名契約)とは、贈与~和解まで、民法典に定められた13種類の契約をいう。



## 2. 非典型契約(無名契約)

非典型契約(無名契約)とは、典型契約(有名契約)以外の契約をいう(ex. 出版契約、テレビ出演契約など)。これらの契約も原則として有効である(契約自由の原則)。

### 3. 附合契約

**附合契約**とは、当事者の一方があらかじめ契約内容を定型化して定め、他方当事者がこれを包括的に 承諾するタイプの契約をいう。例えば、普通取引約款は附合契約の典型例である。

普通取引約款とは、多数かつ反復する取引を画一的に処理するために、契約の当事者の一方があらか じめ定型化して定めた契約条項をいう(ex. 保険約款・運送約款・銀行取引約定書・ホテル宿泊約款)。

※ 平成29年改正民法(2020年4月1日施行)により、**定型約款**に関する規定が新設された。

#### [定型約款の合意]

- ① 定型取引を行うことの合意(定型取引合意)をした者は、以下の場合に、定型約款の個別の条項 についても合意をしたものとみなされる(改正民法548条の2第1項)。
  - 1. 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。
  - 2. **定型約款を準備した者(定型約款準備者)**が**あらかじめ**その定型約款を契約の内容とする旨を 相手方に表示していたとき。

# 第2章 契約の成立

## 第1節 契約の成立

契約の種類としては各種のものがあるが、ここでは試験に良く出題される売買契約を題材として解説する。

売買契約とは、当事者の一方(売主)が一定の**財産権を相手方に移転する**ことを約束し、相手方(買主)がこれに対して**その代金を支払う**ことを約束することによって成立する契約である(民法555条)。

## theme01 契約成立までの過程と契約の成立

## 1. 申込みの誘引

- ① **申込みの誘引**とは、申込みを誘うものである。(ex. 広告)
- ② 申込みの誘引は、申込みではない。
- ③ 申込みの誘引の場合には、相手方が申込みの誘引に応じて意思表示をすれば、それが申込みとなる。そして、申込みの誘引をした者が承諾すれば(承諾するかどうかは自由)、はじめて契約が成立する。

## 2. 契約の成立の原則と例外

- ① 上記のように、AB間の売買契約は、**申込み**(売主Aの「売ります」という**意思表示**)と**承諾**(買 主Bの「買います」という**意思表示**)の合致で成立するのが原則である(**諾成契約**)。
- ② 売買契約では、代金額や売買の目的物の品名・品質・数量等を明確にしておくべきである。契約 締結時に売買の目的物が既に存在しなかった場合(原始的不能の契約)には、有効な売買契約は成立しないとされるため、注意が必要である。
  - ※ 改正前民法には、原始的不能の契約の効力に関する明文規定はなかったが、上記のように原始 的不能の契約は無効と解されていた。

しかし、平成29年改正民法(2020年4月1日施行)では、原始的不能の契約であることのみを理由として、契約が無効となるわけではないことを前提に、その履行の不能(原始的不能)による損害賠償請求(債務不履行に基づく損害賠償請求)が可能であることを明文化した(改正民法412条の2第2項)。

③ 契約成立に関する特則(例外)として以下のものがある。

#### (a) 要物契約

- (b) 申込者の意思表示または慣習により承諾の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示と認めるべき事実があった時に成立する(**意思実現による契約の成立**:民法526条2項:改正民法527条)。
  - ex. 継続的な取引関係にある会社間で商品購入の注文書が届いたときに、注文に応じて当該商品 を発送するなど、**承諾するまでもなく契約を履行する場合**、特に承諾の意思表示をしていな くても契約が成立することがある。

- (c) **商人**が**平常取引をする者から**その営業の部類に属する契約の申込みを受けたときは、遅滞なく、 契約の申込みに対する**諾否の通知を発しなければならず**、商人がこの**通知を発することを怠ったと き**は、その商人は、その契約の申込みを**承諾したものとみなされる**(**諾否通知義務**:商法509条)。
  - ex. 継続的な取引関係にある会社間で商品購入の注文書が届いたときに、注文に対する諾否通知 義務を怠り、何らの返答をしなかった場合でも、その契約の申込みを承諾したものとみなさ れ、当該継続的な取引関係にある会社間で契約が成立する。

## theme02 契約書の作成

- ① 契約は、原則として、契約書を作成しなくても成立する。にもかかわらず、実務上、契約書を作成 すべきであるとされるのは、紛争を予防するとともに、後日の紛争に備えて証拠とするためである。 従って、日常の取引においても、契約書はもちろん、契約関連文書である注文書・注文請書・納品 書・請求書・受領書・覚書・念書などの保存・管理も重要である。
- ② 契約書の種類によっては、印紙の貼付が必要な場合もある。そのような契約書において**収入印紙が 貼付されていない場合**でも当該**契約は無効となるわけではない**。

もっとも、**印紙の貼付を怠った場**合、印紙税法により、必要な収入印紙税額とその2倍の**過怠税が 徴収される**(収入印紙税額の合計3倍)。